

定 款

(2022年6月29日 改定)

日本プラスト株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は日本プラスチック株式会社と称する。
②英文では、NIHON PLAST CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (事業目的)

当社は下記の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂の製造および加工販売
2. ダイカスト鋳造加工および販売
3. 合成樹脂およびダイカスト用金型および機械の製造修理加工販売
4. 諸機械および化学用各種パッキングの製造販売
5. 自動車に関連した部品の製造加工修理販売
6. 遊技用電気用品の設計製造販売
7. 前各号に附帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を静岡県富士宮市に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4,240 万株とする。

第 7 条 (取締役会決議による自己の株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第 10 条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (株主総会の招集)

定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 カ月以内に招集する。

当社が必要ありと認めた時は随時臨時株主総会を招集する。

- ②株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第14条（株主総会の議長）

総会の議長には、取締役社長があたり、取締役社長に事故あるときは、取締役会であら
かじめ定めた順序に従い他の取締役が代わる。

第15条（決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を
行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3
分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使すること
ができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければ
ならない。

第17条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措
置をとる。

- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議
決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しな
いものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

第18条（取締役の定員）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有
する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議は累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株
主総会の終結の時までとする。

第21条（取締役会）

取締役は、取締役会を組織し、会社業務の執行を決める。

- ②取締役会に関しては、この定款に定める事項のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第22条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第23条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ②当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（代表取締役、役付取締役の選定）

取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定する。

- ②取締役社長は会社を代表する。
③業務上必要のあるときは、取締役会はその決議により、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
④業務上必要があるときは、取締役会はその決議により、取締役社長以外に代表取締役を選定することができる。

第25条（顧問、相談役）

当会社に顧問、相談役若干名を置くことができる。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除等）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 28 条 (監査役の定員)

当会社の監査役は4名以内とする。

第 29 条 (監査役の選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条 (監査役会)

監査役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

- ②監査役会に関しては、この定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

第 32 条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第 33 条 (常勤監査役)

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

第 34 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条 (監査役の責任免除等)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 36 条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 37 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

第 38 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 40 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 41 条 (配当の除斥期間等)

配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払いの義務を免れる。

②未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。